○日本遺産地域活性化応援事業補助金交付要綱

令和２年６月２９日

告示第１６１号

（趣旨）

第１条　この要綱は，「知ってる！？悠久の時が流れる石の島～海を越え，日本の礎を築いた　せとうち備讃諸島～」（以下「日本遺産」という。）を活かした地域活性化を図ることを目的として，日本遺産に関連する事業を実施する市民団体等に対し，予算の範囲内において，日本遺産地域活性化応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，笠岡市補助金等交付規則（昭和６０年笠岡市規則第８号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 日本遺産構成文化財　別表第１に掲げる文化財をいう。

(2) 市民団体　市内に居住し，通勤し，又は通学する者が代表者となり構成される組織をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし，市長が特に認める場合は，この限りではない。

(1) 構成員が３人以上いる市民団体又は市内において，主に営利を目的とする事業を行う個人又は法人であること。

(2)笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成２５年笠岡市告示第２３号）第２条第１号から第４号までの規定に該当しない者であること。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は，次に掲げる事業であって，市民等が本市の日本遺産について見識を深め，又は笠岡への愛着と誇りを育み，若しくは地域の活性化に資するものとする。

(1) 日本遺産の価値を高める商品開発事業

(2) 日本遺産の理解を進める情報発信，又は普及啓発に資する事業

(3) 日本遺産構成文化財に関連する既存の施設，設備等の補修事業

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業については，補助対象事業から除くものとする。

(1) 政治，宗教又は選挙活動を目的とする事業

(2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業

(3) その他市長が不適当と認める事業

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，事業に要する経費のうち，別表第２に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，前条の補助対象経費とし，１申請当たり２０万円を上限とする。ただし，補助金の額に１，０００円未満の端数が生じるときは，これを切り捨てる。

２　補助金の交付は，１補助対象者当たり１年度につき１回限りとする。ただし，別表第３に掲げる基準を２つ以上満たすとともに，長期的，継続的に明らかに効果があると見込まれる事業は，３か年度の３回交付を可能とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，日本遺産地域活性化応援事業補助金交付申請書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第８条　市長は，前条の規定による交付申請を受けたときは，その内容を審査し，適当であると認めたときは，日本遺産地域活性化応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。また，適当でないと認めたときにおいても，当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認等）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，次の各号のいずれかに該当するときは，あらかじめ日本遺産地域活性化応援事業補助金（変更・中止・廃止）申請書（様式第３号）に関係書類を添えて市長に提出し，その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。ただし，軽微な変更である場合については，この限りではない。

(2) 補助事業を中止し，又は廃止しようとするとき。

２　市長は，前項の規定による変更申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，日本遺産地域活性化応援事業補助金変更決定通知書（様式第４号）により，補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，速やかに日本遺産地域活性化応援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は，前条の規定による実績報告を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，日本遺産地域活性化応援事業補助金確定通知書（様式第６号）により，補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　前条の通知を受けた補助事業者は，日本遺産地域活性化応援事業補助金請求書（様式第７号）により，補助金を市長に請求するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，市長は，補助金の交付の目的を達成するため，特に必要があると認めるときは，補助金の概算払をすることができる。

３　補助金の概算払を受けようとする補助事業者は，日本遺産地域活性化応援事業補助金概算払請求書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

４　市長は，補助金を概算払により交付したときは，第１０条の規定による実績報告に基づき，補助金額の精算を行うものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和２年７月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は，令和７年５月３１日限り，その効力を失う。

附　則（令和３年３月２６日告示第３６号）

（施行期日）

１　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際，現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は，この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際，現にある旧様式による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和４年８月５日告示第１６１号）

この要綱は，公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

日本遺産構成文化財

|  |
| --- |
| 名勝　高島（高島）開龍寺（白石島）名勝　白石島（白石島）北木石の丁場（北木島）北木島の丁場湖（北木島）北木島の石工用具（北木島）千ノ浜の護岸景観（北木島）北木島石切唄（北木島）旧映画館「光劇場」（北木島）真鍋家住宅（真鍋島）大飛島遺跡（飛島）大石山（六島） |

別表第２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 補助対象経費 |
| 報償費 | 外部講師，協力者等の謝金（補助対象者の構成員に対するものを除く。） |
| 旅費 | 交通費，宿泊費 |
| 需用費 | 消耗品費，燃料費，印刷費 |
| 役務費 | 広告費，通信運搬費，保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料，機械器具又は車船の借上料等 |
| 原材料費 | 活動に使用する材料費 |
| 備品購入費 | 活動に継続して使用する備品購入費 |
| 負担金補助及び交付金 | 研修負担金　受講料，参加費等 |
| その他経費 | 前各項に定めるもののほか，事業の実施に必要と認められる経費 |

別表第３（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 基準（２つ以上満たすこと） | 日本遺産関連で新開発された商品・サービス数の増加日本遺産関連で開発された商品・サービスの売上の増加ふるさと納税額に占める「日本遺産推進のためのふるさと納税」の額の増加「石の島」公式ホームページ閲覧数（PV数）の増加「石の島」公式ホームページ内YouTube再生回数の増加ガイド育成講座修了者の後年度活動者数の増加 |